

滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金交付要綱

（平成 27 年 12 月 28 日滋障福第 2809 号）

（通則）

第 1 条 滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定等に基づき、市町が支弁する障害児通所支援事業所および障害児相談支援事業所（以下、「障害児通所支援事業所等」という。）における児童等の委託後の保護に必要な費用の負担および障害児が障害児通所支援事業所等において受けた指定通所支援および障害児相談支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

第 3 条 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
- （2）「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- （3）「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、市町が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- （4）「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、市町が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- （5）「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用をいう。

（交付の対象）

第 4 条 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

- （1）やむを得ない事由による措置費
市町が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要となる費用（治療に要する費用を除く。）
- （2）障害児通所給付費等
市町が、法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費、法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費もしくは法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用（肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。）
- （3）障害児相談支援給付費等
市町が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用。

(4) やむを得ない事由による措置医療費

市町が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用（治療に要する費用に限る。）

(5) 肢体不自由児通所医療費

市町が法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

第 5 条 この負担金の交付額は、別表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に第 4 欄に掲げる負担率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各種目の経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条に規定する交付の申請は、別紙様式 2 による申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付の申請)

第 8 条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、別紙様式 3 による変更交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第 9 条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときには、知事は 30 日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式 4 による報告書を翌年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年度の負担金交付より適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行し、令和 2 年度の負担金交付より適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の負担金交付より適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行し、令和 3 年度の負担金交付より適用する。

別表

種 目 第 1 欄	基準額 第 2 欄	対象経費 第 3 欄	負担率 第 4 欄
1 やむを得ない事由による措置費	「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。	市町が法第21条の6に規定する措置に要した費用（治療に要する費用を除く。）	1 / 4
2 障害児通所給付費等	次に掲げる額の合計額 1 障害児通所給付費 法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） 2 特例障害児通所給付費 法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） 3 高額障害児通所給付費 児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）	1 法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用 2 法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用 3 法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用	1 / 4

<p>3 障害児相談支援給付費等</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1 障害児相談支援給付費 法第24条の26の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p> <p>2 特例障害児相談支援給付費 法第24条の27の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>	<p>1 法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p> <p>2 法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>1 / 4</p>
<p>4 やむを得ない事由による措置医療費</p>	<p>「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。</p>	<p>市町が法第21条の6に規定する措置に要した費用（治療に要する費用に限る。）</p>	<p>1 / 4</p>

<p>5 肢体不自由児通所医療費</p>	<p>法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の30に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>	<p>法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用</p>	<p>1 / 4</p>
--------------------------	---	--	--------------